

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1. 新規発行債券（3年債）

銘 柄	第 45 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金 10,000 百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 10,000 百万円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 28 年 6 月 3 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年 0.001 パーセント	払込期日	平成 28 年 6 月 20 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成 31 年 6 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 31 年 6 月 20 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を平成28年6月3日付で取得している。
R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。
R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。
R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。
利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。
本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
R&I：電話番号 03-3276-3511
2. 募集の受託会社
 - (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
 - (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
 - (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成28年6月3日付第45回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。
3. 期限の利益喪失に関する特約
当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
 - (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 - (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
 - (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 - (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
5. 公告の方法
 - (1) 当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

<p>摘 要</p>	<p>6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ① 債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 (12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに関し、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（3年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 SMB C日興証券株式会社 大和証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金17.5銭とする。
	計		百万円 10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘 柄	第46回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金10,000百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成28年6月3日
発行価格	各債券の金額100円につき 金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利 率	年0.080パーセント	払込期日	平成28年6月20日
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償 還 期 限	平成38年6月19日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成38年6月19日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を平成28年6月3日付で取得している。
R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。
R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。
R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。
利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。
本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
R&I：電話番号 03-3276-3511
2. 募集の受託会社
(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成28年6月3日付第46回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。
3. 期限の利益喪失に関する特約
当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。
(1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
(2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
(3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
4. 期限の利益喪失の公告
前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
5. 公告の方法
(1) 当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

<p>摘 要</p>	<p>6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに関し、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 4,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
	SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
	計		百万円 10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

5. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000百万円	56.5百万円	19,943.5百万円

(注) 上記金額は、第45回独立行政法人福祉医療機構債券及び第46回独立行政法人福祉医療機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額19,943.5百万円は、機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に定める福祉貸付事業、第2号及び第3号に定める医療貸付事業（一般勘定 概算額9,965百万円）並びに第12号に定める年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定 概算額9,978.5百万円）の貸付原資に平成28年6月下旬に充当する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成 26 年度決算」(平成 27 年 12 月 1 日現在)

2. 参照書類の補完情報

(1) 事業等のリスク及び将来に関する事項について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、説明書発行者情報の部の作成日(平成 27 年 12 月 1 日)以降、本説明書証券情報の部の作成日(平成 28 年 6 月 3 日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、以下の記載に含まれる事項を除き、当該事項は本説明書証券情報の部の作成日(平成 28 年 6 月 3 日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(2) 組織変更について

当機構の組織体制の一部を平成 28 年 4 月 1 日付にて変更いたしました。

組織図 (平成 28 年 4 月 1 日現在)



(3) 中期計画（第3期）の変更について

平成25年3月に定められた当機構の中期計画（第3期）は、平成28年2月に変更されております。変更後の中期計画（第3期）の内容は以下のとおりです。

独立行政法人福祉医療機構中期計画

平成 25 年 3 月 29 日付厚生労働省発社援 0329 第 21 号認可
変更：平成 28 年 2 月 4 日付厚生労働省発社援 0204 第 5 号認可

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 1 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第 30 条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

平成 25 年 3 月 1 日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

第 1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構に期待される社会的使命を効率的、有効性を持って果たしていくために、第三期中期目標期間においては、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。
- (2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。
- (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに業務の健全性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、顧客保護等管理態勢や信用リスク管理態勢等の充実を図り、ガバナンスの更なる高度化やALM（資産負債管理）システムの活用等により金利リスクを管理することで、機構が被るリスクの抑制に努める。
なお、内部統制については、更に充実・強化を図るものとし、その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするとする。
また、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
- (2) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。
また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図り、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 30 条第 2 項第 1 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システム等の継続的な改善を図る。
- (3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- (4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要な IT に関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。
- ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
- (3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。
- (注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。
- 総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。
- 機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。
- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
 - ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
 - ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
 - ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
- 特に、東日本大震災で被災した社会福祉施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧・復興資金等の優遇融資を実施する。
- (3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。
- (4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。
- また、併せ貸しの一層の普及を図るため、
- ① 併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業については要因を分析した結果を踏まえ、併せ貸しの周知を図るなど利用の向上に資する取組を行う。
 - ② 併せ貸し（協調融資）制度について、併せ貸し（協調融資）金融機関数を受託金融機関数の95%以上（340機関）まで拡大するなど制度の充実、適切な運用を行う。
- (5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持する。
- また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日以内を維持する。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。

(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

特に、東日本大震災で被災した医療関係施設等に対し、引き続き被災地支援に資するため復旧資金等の優遇措置を実施する。

(3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。

(4) 民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。

(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間30日以内を維持するとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。

また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間15営業日を維持する。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 貸付債権の適正な管理

福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。

(2) 債権悪化の未然防止の取組

① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。

② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。

(3) 経営が悪化した貸付先等への対応

① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。

② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。

(2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。

また、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。

(3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努め、新規の施設種別に係る経営指標や診断手法の策定等を段階的に実施する。

(4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断件数の実施に努める。

また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。

(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。

(6) 集団経営支援及び個別経営診断の各業務について、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、国と協議して、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。
- (2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。
また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。
- (3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。
- (4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (5) 助成を行った事業については、審査・評価委員会において評価方針を定め、事後評価を行う。
また、事後評価結果については、選定方針の改正等に適正に反映する。
- (6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。
なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。
- (7) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。
- (8) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を80%以上とする。
- (9) 事業評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。
- (2) 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
- (3) 平成25年度以降の新規加入法人のうち、当年度中に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。
- (4) 業務委託先に対し業務指導を徹底し、窓口相談・届出受理の機能を強化することで事務の効率化を図る。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 財政状況の検証
扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。
なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。
- (2) 扶養保険資金の運用
 - ① 基本的考え方
扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。
また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することを目標とする。
 - ② 運用におけるリスク管理
リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。
 - ・ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。
 - ・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。

- ③ 運用に関する基本方針の見直し
運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。
- ④ 基本ポートフォリオの策定
基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。
なお、策定に際しては、以下の点に留意する。
- ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
 - ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。
- また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。
- ⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証
扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。
- (3) 事務処理の適切な実施
心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努め、中期目標期間中における年間ヒット件数を7,000万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。
- (2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。
- (3) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。

- (1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。
- (2) 業務運営に当たっては、見直しの基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じる。
また、引き続き、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。
- (3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。
- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議等により周知徹底に努める。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- ① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
- ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。
- ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- ④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。
- ⑤ 転貸法人等に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じた処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。
- ⑥ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。

- (2) 承継教育資金貸付けあっせん業務
承継教育資金貸付けあっせん業務については、引き続き、業務を休止する。

第4 予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別表1のとおり
- 2 収支計画 別表2のとおり
- 3 資金計画 別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

- 1 限度額 117,400百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

以下不要財産を国庫納付する。

- ・ 東久留米宿舎（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舎（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舎（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舎（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舎（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舎（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、集合住宅1棟）、千里山宿舎（大阪府吹田市、集合住宅1棟）、高槻宿舎（大阪府高槻市、集合住宅1棟）について、平成25年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。
- ・ 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項
業務改善にかかる支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

- ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。
- ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- ③ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。

(2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。

(参考1) 期初の常勤職員数 299人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 10,187百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。

予算
中期計画(平成25年度～平成29年度)の予算

別紙1

(単位:百万円)

区 別	金 額							
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	計
収入								
運営費交付金	16,534	2,941	538					20,013
国庫補助金	8,430	134,979						143,409
社会福祉振興助成費補助金	8,430							8,430
給付費補助金		134,979						134,979
利子補給金	27,593							27,593
福祉医療貸付事業収入								
福祉医療貸付金利息	271,685							271,685
経営指導事業収入	187							187
福祉保健医療情報サービス事業収入	12							12
退職手当共済事業収入		392,774						392,774
掛金		253,925						253,925
都道府県補助金		138,710						138,710
退職手当給付費支払資金戻入		0						0
給付費支払資金運用等収入		140						140
心身障害者扶養保険事業収入			165,864					165,864
保険料収入			36,190					36,190
保険金			61,511					61,511
特別給付金			379					379
弔慰金			0					0
信託運用収入			1,784					1,784
扶養保険資金戻入			66,000					66,000
年金担保貸付事業収入				12,393				12,393
年金担保貸付金利息								
労災年金担保貸付事業収入						175		175
労災年金担保貸付金利息								
承継債権管理回収業務収入						186,370		186,370
承継債権貸付金利息						186,361		186,361
手数料収入						9		9
利息収入	58				1	5	809	872
雑収入	47	5	2	5	0	23		82
計	324,546	530,700	166,404	12,399	180	187,202		1,221,431
支出								
福祉医療貸付事業費	300,395							300,395
支払利息	299,542							299,542
業務委託費	403							403
債券発行諸費	451							451
東日本大震災復旧・復興福祉医療貸付事業費								
支払利息	574							574
社会福祉振興助成金	8,430							8,430
退職手当共済事業費		524,023						524,023
退職手当給付金		512,228						512,228
退職手当給付費支払資金繰入		11,795						11,795
心身障害者扶養保険事業費			165,864					165,864
支払保険料			36,190					36,190
年金給付保険金			66,000					66,000
弔慰金給付保険金			379					379
特別弔慰金給付金			0					0
扶養保険資金繰入			63,295					63,295
年金担保貸付事業費				10,966				10,966
支払利息				1,778				1,778
業務委託費				8,720				8,720
債券発行諸費				468				468
労災年金担保貸付事業費						133		133
業務委託費						8		8
業務経費	6,032	1,708	114	387		10,422		18,670
福祉医療貸付業務経費	3,058							3,058
経営指導業務経費	482							482
福祉保健医療情報サービス業務経費	2,078							2,078
社会福祉振興助成業務経費	413							413
退職手当共済業務経費		1,708						1,708
心身障害者扶養保険業務経費			114					114
年金担保貸付業務経費				387				387
労災年金担保貸付業務経費						8		8
承継債権管理回収業務経費						10,422		10,422
一般管理費	1,263	135	56	116	7	325		1,903
人件費	9,543	1,103	369	866	18	1,295		13,194
計	326,237	526,969	166,404	12,335	166	12,042		1,044,153

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整合理理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止している。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 10,187百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、一括して次の算定方法を用い算出する。

$$\text{運営費交付金} = \text{業務経費} \times \alpha 1 + \text{一般管理費} \times \alpha 2 + \text{人件費} - \text{自己収入} + \text{当年度の所要額計上経費} + \text{特殊要因}$$

$\alpha 1$ 、 $\alpha 2$ ：効率化係数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

・人件費 = $A \times \beta \times \gamma + \text{退職手当}$

A：直前の年度における基本給等（基本給＋諸手当＋時間外手当）＋公務災害補償費＋雇用保険料＋労災保険料＋健康保険料負担金＋介護保険料負担金＋厚生年金保険料負担金＋厚生年金基金掛金負担金＋国家公務員等共済組合長期給付負担金＋児童手当拠出金

β ：昇給原資率等（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

γ ：給与改定率（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。

退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、運営費交付金によって措置されるものとする。

・業務経費 = 業務経費 $\times \delta$

業務経費は、所要額計上経費を除く。

δ ：消費者物価指数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

・一般管理費 = 一般管理費 $\times \delta$

一般管理費は、所要額計上経費を除く。

δ ：消費者物価指数（毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。）

・自己収入 = 経営指導事業収入＋雑収入等

雑収入は、社会福祉振興助成事業に係る助成金の返還金を除く。

・所要額計上経費：貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課

・特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

[注 記]

前提ルール

・昇給原資率等（ β ）、給与改定率（ γ ）及び消費者物価指数（ δ ）の伸び率を0として推定。

・効率化係数（ $\alpha 1$ ）は、平成24年度における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度（平成29年度）が5.0%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

・効率化係数（ $\alpha 2$ ）は、平成24年度における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度（平成29年度）が15.0%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

中期計画予算においては、平成24年度に対し以下の数値を仮置きし試算する。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
$\alpha 1$	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95
$\alpha 2$	0.97	0.94	0.91	0.88	0.85

収支計画
平成25年度～平成29年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

区 別	金 額									計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 付 給	保 険 給 付	年 金 給 付	承 継 債 権 管 理 回 収	承 継 債 権 管 理 勘 定	承 継 債 権 管 理 勘 定	
費用の部	337,093	527,005	104,936	12,373	167	12,073				993,646
経常費用	337,093	515,210	103,110	12,373	167	12,073				980,026
福祉医療貸付業務費	314,674									314,674
借入金利息	280,227									280,227
債券利息	23,945									23,945
債券発行諸費	451									451
業務委託費	395									395
福祉医療貸付業務経費	3,046									3,046
貸倒引当金繰入	6,610									6,610
経営指導業務費										
経営指導業務経費	479									479
福祉保健医療情報サービス業務費										
福祉保健医療情報サービス業務経費	2,077									2,077
社会福祉振興助成業務費	8,839									8,839
社会福祉振興助成費	8,430									8,430
社会福祉振興助成業務経費	410									410
退職手当共済業務費		513,933								513,933
退職手当給付金		512,228								512,228
退職手当共済業務経費		1,705								1,705
心身障害者扶養保険業務費			102,683							102,683
支払保険料			36,190							36,190
給付金			66,380							66,380
心身障害者扶養保険業務経費			114							114
年金担保貸付業務費				11,329						11,329
借入金利息				152						152
債券利息				1,569						1,569
債券発行諸費				468						468
業務委託費				8,721						8,721
年金担保貸付業務経費				385						385
貸倒引当金繰入				35						35
労災年金担保貸付業務費					141					141
業務委託費					133					133
労災年金担保貸付業務経費					8					8
貸倒引当金繰入					0					0
承継債権管理回収業務費							10,418			10,418
承継債権管理回収業務経費							323			323
一般管理費	1,254	134	56	115	7					1,890
減価償却費	268	45	4	62	1					426
人件費	9,501	1,099	367	866	18		1,285			13,135
臨時損失		11,795	1,825							13,620
退職手当給付費支払資金繰入		11,795								11,795
心身障害者扶養保険責任準備金繰入			1,825							1,825
収益の部	323,518	527,005	107,569	12,438	181	188,700				1,159,409
運営費交付金収益	16,534	2,941	538							20,013
福祉医療貸付事業収入	270,462									270,462
経営指導事業収入	187									187
福祉保健医療情報サービス事業収入	12									12
退職手当共済事業収入		254,065								254,065
掛金		253,925								253,925
給付費支払資金運用等収入		140								140
心身障害者扶養保険事業収入			106,889							106,889
受取保険料			36,190							36,190
保険金			61,891							61,891
金銭の信託運用益			8,808							8,808
年金担保貸付事業収入				12,435						12,435
労災年金担保貸付事業収入					176					176
承継債権管理回収業務収入						185,619				185,619
年金住宅資金等貸付金利息						185,610				185,610
手数料収入						9				9
補助金等収益	36,023	269,958								305,981
社会福祉振興助成費補助金収益	8,430									8,430
国庫補助金収益		134,979								134,979
都道府県補助金収益		134,979								134,979
利子補給金収益	27,593									27,593
資産見返運営費交付金戻入	236	40	2	0	0	7				286
財務収益										
受取利息	58			1	5	647				711
雑益	6	1	0	2	0	16				24
臨時利益	0	0	140		0	2,411				2,550
貸倒引当金戻入益					0	2,411				2,411
退職手当給付費支払資金戻入益		0								0
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益			140							140
総利益又は総損失(△)	△ 13,576	0	2,633	65	14	176,627				165,764

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止している。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成25年度～平成29年度の資金計画

別紙3

(単位:百万円)

区 別	金 額							計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	4,387,304	548,780	166,471	1,607,976	132,976	1,525,341		8,368,848
業務活動による支出	2,191,637	515,175	103,109	660,348	15,666	829,095		4,315,030
福祉医療貸付事業費	300,969							300,969
福祉医療貸付金による支出	1,865,400							1,865,400
社会福祉振興助成金による支出	8,430							8,430
退職手当共済事業費		512,228						512,228
心身障害者扶養保険事業費			102,570					102,570
年金担保貸付事業費				10,966				10,966
年金担保貸付金による支出				648,000				648,000
労災年金担保貸付事業費					133			133
労災年金担保貸付金による支出					15,500			15,500
人件費支出	9,543	1,103	369	866	18	1,295		13,194
経営指導業務費	482							482
その他の業務支出	6,813	1,843	171	503	15	10,983		20,328
国庫納付金の支払額				13	0	816,816		816,830
投資活動による支出	638,500		63,295	6,000	117,100	695,900		1,520,795
金銭の信託の増加による支出			63,295					63,295
有価証券の取得による支出	638,500			6,000	117,100	695,900		1,457,500
財務活動による支出	1,555,764			941,400				2,497,164
長期借入金の返済による支出	1,431,764							1,431,764
短期借入金の返済による支出				682,400				682,400
債券の償還による支出	124,000			259,000				383,000
次期中期目標の期間への繰越金	1,404	33,606	67	227	210	347		35,860
資金収入	4,387,304	548,780	166,471	1,607,976	132,976	1,525,341		8,368,848
業務活動による収入	1,720,654	530,700	100,404	659,482	15,628	696,254		3,723,122
福祉医療貸付事業収入	271,685							271,685
福祉医療貸付回収金による収入	1,396,108							1,396,108
経営指導事業収入	187							187
福祉保健医療情報サービス事業収入	12							12
退職手当共済事業収入		254,065						254,065
心身障害者扶養保険事業収入			99,864					99,864
年金担保貸付事業収入				12,393				12,393
年金担保貸付回収金による収入				647,083				647,083
労災年金担保貸付事業収入					175			175
労災年金担保貸付回収金による収入					15,447			15,447
承継債権管理回収業務収入						186,370		186,370
承継融資業務収入						509,053		509,053
運営費交付金収入	16,534	2,941	538					20,013
補助金等収入	36,023	273,689						309,712
その他の業務収入	105	5	2	6	5	831		955
投資活動による収入	666,376		66,000	8,900	117,200	828,700		1,687,176
金銭の信託の減少による収入			66,000					66,000
有価証券の償還による収入	666,376			8,900	117,200	828,700		1,621,176
財務活動による収入	1,997,900			939,300				2,937,200
長期借入れによる収入	1,897,900							1,897,900
短期借入れによる収入				701,300				701,300
債券の発行による収入	100,000			238,000				338,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	2,374	18,080	67	293	148	387		21,350

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止している。

(注2) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(4) 年度計画の策定について

当機構は、通則法第 31 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度計画を定めております。内容は以下のとおりです。

独立行政法人福祉医療機構年度計画（平成 28 年度）

独立行政法人福祉医療機構は、平成 20 年 10 月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成 28 年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成 28 年 3 月 31 日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 中村 裕一

第 1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、「専門性の向上」を図り、かつ、「業務間の連携強化」により、法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための取組みを実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。
- (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) ガバナンス態勢等の更なる充実・強化を図るため、ガバナンス委員会による継続的なモニタリングを実施するほか、内部監査機能の強化を図るなど、更なる高度化を推進する。
また、顧客保護及び情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。
- (2) 品質マネジメントシステムの継続的な運用を通じ、ガバナンス態勢とあわせ業務上の課題や顧客からのニーズ等を適切に把握のうえ、改善措置等を講じる。
また、リスク管理に重点化した内部監査を実施し、監査結果に基づく改善計画の進捗管理を徹底することにより、事務リスクの抑制を図る。
さらに、業務改革等に向けた職員の自主的な取組みを奨励し、業務改善活動の推進及び更なる活性化に取り組む。

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第 3 期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。
- (3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- (4) 業務の特性に応じて、当該業務に必要な IT に関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。
 - ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「平成 28 年度独立行政法人福祉医療機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

- (3) 運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。
- (注) 貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因を除く。
- 総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。
- 機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組状況を公表する。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 28 事業年度
貸付契約額	299,900,000 千円
資金交付額	310,300,000 千円

- (1) 政策優先度に基づき効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、お客さまサービスの向上及び民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
特に、東日本大震災からの復旧・復興に資するため、引き続き、災害復旧・復興資金の優遇融資を実施する。
- (3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知や個別融資相談を実施する。
特に、個別融資相談においては、円滑な施設運営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言を行う。
- (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。
また、次の取組を行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。
 - ① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、当該事業を所管する地方公共団体や関係団体等に対して、協調融資制度を周知し、その利用を促進する。
 - ② 施設整備等において民間金融機関と協調した融資を推進するため、民間金融機関関係団体と協調融資制度について意見交換を実施する。
 - ③ 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 28 事業年度
貸付契約額	137,700,000 千円
資金交付額	144,400,000 千円

- (1) 医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。
また、病院への融資については、ガイドラインに基づき、政策優先度に基づき効果的かつ効率的な政策融資を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備や、金融環境の変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、お客さまサービスの向上及び民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
特に、東日本大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。

- (3) 利用者サービスの向上を図るため、手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知や融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に向かうなど、融資相談の充実を図る。
特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。
- (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。
また、次の取組みを行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。
- ① 施設整備等において民間金融機関と協調した融資を推進するため、民間金融機関関係団体と協調融資制度について意見交換を実施する。
 - ② 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。
また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 貸付債権の適正な管理
- ① 審査基準の統一、自己査定精緻化を推進するため、内部プロセス等について分析・検討を行うとともに、必要に応じて、債権区分別の管理を高度化するため、将来的な信用格付の導入の是非を検討するために必要な事項を抽出し、課題の整理を行う。
 - ② 福祉医療貸付事業の貸付債権について、大口貸付先など継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を引き続き実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。
 - ③ 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先について、平成28年度には返済猶予期間が満了することから、貸付先の状況についてフォローアップを行うとともに、必要に応じ、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。
- (2) 債権悪化の未然防止の取組
- ① 金融機関としての健全性を確保する観点から、信用リスク管理態勢の強化を図るため、次の取組みを行う。
 - ・ 継続的な貸出ポートフォリオのモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析、今後リスク管理債権化する恐れのある債権とリスク管理債権の関連性等の検証を行い、必要に応じて分析結果を貸付関係部にフィードバックする。
 - ・ 信用リスク計量化の導入の是非を検討するために必要な事項を抽出し、課題の整理を行う。
 - ② 今後リスク管理債権化する恐れのある債権については、毎年度定期的なモニタリングの実施、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行うとともに、福祉医療貸付事業等との連携強化により債権悪化の未然防止に取組む。
- (3) 経営が悪化した貸付先等への対応
- ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。
 - ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 集団経営指導（セミナー）については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。
- (2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。
また、社会福祉法人の制度改正を踏まえ、社会福祉法人の経営改革に資するためのセミナーを開催する。
さらに、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。
- (3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、福祉医療分野における最新の政策動向等を踏まえた調査を実施し、リサーチレポートとして公表するとともに、社会福祉法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人動向調査を実施する。
また、経営分析プログラム、ガバナンス診断プログラム、個別支援プログラムの診断手法によりコンサルティングを実施する。
- (4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努める。
また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。

- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
- (6) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、特定非営利活動法人（NPO）等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、事後評価結果等とともに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。
- (2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。
 なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、特定の団体に対する継続的な助成を回避する観点から、固定化回避の取組みの更なる強化に努める。
- (3) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。
- (4) 平成28年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (5) 審査・評価委員会において、平成28年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。
 また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成29年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。
- (6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。
 また、先進的な取組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。
- (7) 助成金の不正受給、不正使用を防ぐため、全助成先を対象に進捗状況を調査し、課題を抱えている団体については、現地訪問の上、課題解決のための相談、助言を行う。
 加えて、助成先団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。
- (8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。
- (9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。
- (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業や助成事業実施後の事業の波及効果や行政におけるモデル事業化に繋がった事業成果等をホームページ等で広く周知することにより、助成先団体の事業展開を支援する。
- (11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 28 事業年度
4月1日現在の被共済職員数	813,463人
退職手当金支給者数	80,356人
退職手当金支給額	105,651,343千円
単位掛金額	44,700円

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。
- (2) 利用者の負担軽減に資する手続きの見直しに取り組みつつ、電子届出システムや機構ホームページなどを利用し、社会福祉施設職員等退職手当共済法改正による制度内容及び事務処理について周知・指導する。
 また、電子届出システム利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。

(3) 平成28年度の新規加入法人のうち、当年度に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。

(4) 委託業務の見直しを踏まえ、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 28 事業年度
新規加入者数	445 人
新規年金受給者数	1,716 人
保険対象加入者数	67,270 人
年金給付保険金支払対象障害者数	54,976 人
死亡・障害保険金額	5,916,800 千円
年金給付保険金額	13,275,840 千円

(1) 財政状況の検証

平成27年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会（以下「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。

なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともバッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用におけるリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。

・ 資産全体

資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。

・ 各資産

各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。

・ 運用受託機関等

運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。

なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回（四半期毎）ヒアリングを実施する。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	74.5%	±8%
国内株式	8.5%	±5%
外国債券	8.5%	±5%
外国株式	8.5%	±5%

※上記資産の他、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保した短期資産を別途保有する。

- ⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証
平成27年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。
- (2) 利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を7,000万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。
- (3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。
- (4) 国と連携し、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムを着実に構築するとともに、システムの安定的及び効率的な運用を行うための体制を整備する。
- (5) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的とし、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

(参考)

○年金担保貸付事業

区 分	平成 28 事業年度
貸付契約額	55,700,000 千円
資金交付額	55,700,000 千円

○労災年金担保貸付事業

区 分	平成 28 事業年度
貸付契約額	1,300,000 千円
資金交付額	1,300,000 千円

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。
- (2) 事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく国における計画立案に必要な基礎資料の提供を行うとともに、平成26年12月の貸付制度変更後における年金担保貸付利用者の状況を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果を分析して国に報告する。
また、引き続き年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。
- (3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知を図る。
また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。
- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するために、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- (1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。
- (2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。
- (3) 転貸債権に係るローン保証会社2社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- (4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。
平成14年度に策定された不良債権処理スキームに係る契約の期限が、平成29年度に到来することを踏まえ、平成27年度に取り纏めた関係者による合意に基づく、新たな契約締結に向けて準備を推進する。
また、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。
- (5) 転貸法人等に対して、国と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人等による適切な債権回収を促進させる。
早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。
また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る専門員を派遣するとともに、年1回以上専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。
- (6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。
また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1-1～1-4のとおり

2 収支計画

別表2-1～2-4のとおり

3 資金計画

別表3-1～3-4のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

117,400百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画に定めた計画に基づき、平成28年度以降に国庫納付する宿舍について、土地境界確定測量、不動産鑑定評価等、売却手続きを進め、売却が完了次第、順次金銭納付を行う。

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項
業務改善にかかる支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

- ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行うとともに、組織の活性化に向けた取組を進める。

- ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。
- ③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。
また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修や金融業務機能の強化のための研修を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。

(2) 人員に係る指標

平成28年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。

予算
平成28年度予算

別表1-1

(単位:百万円)

区 別	金 額							
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担保 貸付勘定	承継債権管 理回収勘定	承継教育資 金貸付けあ ったん勘定	計
収入								
運営費交付金	2,403	549	105					3,056
国庫補助金	608	26,353						26,961
社会福祉振興助成費補助金	608							608
給付費補助金		26,353						26,353
利子補給金	3,751							3,751
福祉医療貸付事業収入								
福祉医療貸付金利息	46,435							46,435
経営指導事業収入	39							39
福祉保健医療情報サービス事業収入	8							8
退職手当共済事業収入		82,288						82,288
掛金		54,688						54,688
都道府県補助金		27,576						27,576
給付費支払資金運用等収入		25						25
心身障害者扶養保険事業収入			31,252					31,252
保険料収入			7,227					7,227
保険金			10,517					10,517
特別給付金			76					76
弔慰金			0					0
信託運用収入			156					156
扶養保険資金戻入			13,276					13,276
年金担保貸付事業収入								
年金担保貸付金利息				1,382				1,382
労災年金担保貸付事業収入						20		20
労災年金担保貸付金利息								
承継債権管理回収業務収入						28,133		28,133
承継債権貸付金利息						28,133		28,133
手数料収入							1	1
利息収入	4				0		65	70
雑収入	8	1	0		1	0	10	20
計	53,255	109,191	31,357	1,384	21	28,209		223,416
支出								
福祉医療貸付事業費	49,857							49,857
支払利息	49,723							49,723
業務委託費	59							59
債券発行諸費	76							76
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費								
支払利息	56							56
社会福祉振興助成金	608							608
退職手当共済事業費		107,419						107,419
退職手当給付金		105,651						105,651
退職手当給付費支払資金繰入		1,768						1,768
心身障害者扶養保険事業費			31,252					31,252
支払保険料			7,227					7,227
年金給付保険金			13,276					13,276
弔慰金給付保険金			76					76
特別弔慰金給付金			0					0
扶養保険資金繰入			10,672					10,672
年金担保貸付事業費				1,367				1,367
支払利息				130				130
業務委託費				1,203				1,203
債券発行諸費				35				35
労災年金担保貸付事業費								
業務委託費					19			19
業務経費	975	309	19	82	2	1,307		2,694
福祉医療貸付業務経費	604							604
経営指導業務経費	102							102
福祉保健医療情報サービス業務経費	210							210
社会福祉振興助成業務経費	59							59
退職手当共済業務経費		309						309
心身障害者扶養保険業務経費			19					19
年金担保貸付業務経費				82				82
労災年金担保貸付業務経費					2			2
承継債権管理回収業務経費						1,307		1,307
一般管理費	230	24	10	17	1		57	340
人件費	1,945	216	76	177	4	280		2,698
計	53,670	107,969	31,357	1,644	25	1,644		196,310

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
平成28年度予算

別表1-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福 祉 医 療 経 営 指 導 事 業	福 祉 保 健 医 療 情 報 サ ー ビ ス 事 業	社 会 福 祉 振 興 助 成 事 業	共 通	計
収入						
運営費交付金	915	183	218	197	890	2,403
国庫補助金 社会福祉振興助成費補助金				608		608
利子補給金	3,751					3,751
福祉医療貸付事業収入						
福祉医療貸付金利息	46,347	63	26			46,435
経営指導事業収入		39				39
福祉保健医療情報サービス事業収入			8			8
利息収入	4					4
雑収入	3	1	0	1	3	8
計	51,020	285	252	805	893	53,255
支出						
福祉医療貸付事業費	49,857					49,857
支払利息	49,723					49,723
業務委託費	59					59
債券発行諸費	76					76
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費 支払利息	56					56
社会福祉振興助成金				608		608
業務経費	604	102	210	59		975
福祉医療貸付業務経費	604					604
経営指導業務経費		102				102
福祉保健医療情報サービス業務経費			210			210
社会福祉振興助成業務経費				59		59
一般管理費					230	230
人件費	919	183	42	139	663	1,945
計	51,436	285	252	805	893	53,670

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
平成28年度予算

別表1-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
収入			
運営費交付金	549		549
国庫補助金			
給付費補助金		26,353	26,353
退職手当共済事業収入		82,288	82,288
掛金		54,688	54,688
都道府県補助金		27,576	27,576
給付費支払資金運用等収入		25	25
雑収入	1		1
計	550	108,641	109,191
支出			
退職手当共済事業費		107,419	107,419
退職手当給付金		105,651	105,651
退職手当給付費支払資金繰入		1,768	1,768
業務経費			
退職手当共済業務経費	309		309
一般管理費	24		24
人件費	216		216
計	550	107,419	107,969

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
平成28年度予算

別表1-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
収入			
運営費交付金	105		105
心身障害者扶養保険事業収入		31,252	31,252
保険料収入		7,227	7,227
保険金		10,517	10,517
特別給付金		76	76
弔慰金		0	0
信託運用収入		156	156
扶養保険資金戻入		13,276	13,276
雑収入	0		0
計	105	31,252	31,357
支出			
心身障害者扶養保険事業費		31,252	31,252
支払保険料		7,227	7,227
年金給付保険金		13,276	13,276
弔慰金給付保険金		76	76
特別弔慰金給付金		0	0
扶養保険資金繰入		10,672	10,672
業務経費			
心身障害者扶養保険業務経費	19		19
一般管理費	10		10
人件費	76		76
計	105	31,252	31,357

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
平成28年度収支計画

別表2-1

(単位:百万円)

区 別	金 額								計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金 貸付 勘定	年金 担保 勘定	年金 担保 勘定	承継債 権回 収勘 定	承継債 権管 理勘 定	
費用の部	54,591	107,991	20,685	1,632	28	2,437			187,363
経常費用	54,591	106,223	20,685	1,632	28	2,437			185,596
福祉医療貸付業務費	51,281								51,281
借入金利息	46,952								46,952
債券利息	3,044								3,044
債券発行諸費	76								76
業務委託費	57								57
福祉医療貸付業務経費	595								595
貸倒引当金繰入	557								557
経営指導業務費									
経営指導業務経費	101								101
福祉保健医療情報サービス業務費									
福祉保健医療情報サービス業務経費	210								210
社会福祉振興助成業務費	666								666
社会福祉振興助成費	608								608
社会福祉振興助成業務経費	59								59
退職手当共済業務費		105,960							105,960
退職手当給付金		105,651							105,651
退職手当共済業務経費		309							309
心身障害者扶養保険業務費			20,598						20,598
支払保険料			7,227						7,227
給付金			13,352						13,352
心身障害者扶養保険業務経費			19						19
年金担保貸付業務費				1,427					1,427
借入金利息				3					3
債券利息				115					115
債券発行諸費				35					35
業務委託費				1,181					1,181
年金担保貸付業務経費				82					82
貸倒引当金繰入				12					12
労災年金担保貸付業務費					23				23
業務委託費					18				18
労災年金担保貸付業務経費					2				2
貸倒引当金繰入					2				2
承継債権管理回収業務費						2,065			2,065
承継債権管理回収業務経費						1,238			1,238
貸倒引当金繰入						827			827
一般管理費	228	24	10	17	1	57			337
減価償却費	167	23	1	12	0	36			240
人件費	1,938	215	75	176	4	279			2,688
臨時損失									
退職手当給付費支払資金繰入		1,768							1,768
収益の部	53,453	107,991	21,970	1,565	28	28,069			213,075
運営費交付金収益	2,403	549	105						3,056
福祉医療貸付事業収入	46,486								46,486
経営指導事業収入	39								39
福祉保健医療情報サービス事業収入	8								8
退職手当共済事業収入		54,712							54,712
掛金		54,688							54,688
給付費支払資金運用等収入		25							25
心身障害者扶養保険事業収入			19,773						19,773
受取保険料			7,227						7,227
保険金			10,593						10,593
金銭の信託運用益			1,953						1,953
年金担保貸付事業収入				1,355					1,355
労災年金担保貸付事業収入					19				19
承継債権管理回収業務収入						27,999			27,999
年金住宅資金等貸付金利息						27,998			27,998
手数料収入						1			1
補助金等収益	4,359	52,707							57,066
国庫補助金収益		26,353							26,353
都道府県補助金収益		26,353							26,353
社会福祉振興助成費補助金収益	608								608
利子補給金収益	3,751								3,751
資産見返運営費交付金戻入	155	23	1	0	0	1			179
財務収益									
受取利息	4			0	1	60			65
雑益	1	0	0	1	0	9			10
臨時利益		0	2,091						2,091
退職手当給付費支払資金戻入益		0							0
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益			2,091						2,091
前中期目標期間繰越積立金取崩額				210	8				217
総利益又は総損失(△)	△ 1,138	-	1,285	△ 67	-	25,632			25,712

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
平成28年度収支計画

別表2-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福 祉 医 療 経 営 指 導 事 業	福 祉 保 健 医 療 情 報 サ ー ビ ス 事 業	社 会 福 祉 振 興 助 成 事 業	共 通	計
費用の部						
経常費用	52,268	291	329	807	897	54,591
福祉医療貸付業務費	52,268	291	329	807	897	54,591
福祉医療貸付業務費	51,281					51,281
借入金利息	46,952					46,952
債券利息	3,044					3,044
債券発行諸費	76					76
業務委託費	57					57
福祉医療貸付業務経費	595					595
貸倒引当金繰入	557					557
経営指導業務費						
経営指導業務経費		101				101
福祉保健医療情報サービス業務費						
福祉保健医療情報サービス業務経費			210			210
社会福祉振興助成業務費				666		666
社会福祉振興助成費				608		608
社会福祉振興助成業務経費				59		59
一般管理費					228	228
減価償却費	72	7	78	2	7	167
人件費	915	183	41	138	661	1,938
収益の部						
運営費交付金収益	51,130	291	329	807	896	53,453
運営費交付金収益	915	183	218	197	890	2,403
福祉医療貸付事業収入	46,397	63	26			46,486
経営指導事業収入		39				39
福祉保健医療情報サービス事業収入			8			8
補助金等収益	3,751			608		4,359
社会福祉振興助成費補助金収益				608		608
利子補給金収益	3,751					3,751
資産見返運営費交付金戻入	63	7	78	2	6	155
財務収益						
受取利息	4					4
雑益					1	1
総利益又は総損失(△)	△ 1,138	-	-	△ 0	△ 0	△ 1,138

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
平成28年度収支計画

別表2-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
費用の部	571	107,419	107,991
経常費用	571	105,651	106,223
退職手当共済業務費	309	105,651	105,960
退職手当給付金		105,651	105,651
退職手当共済業務経費	309		309
一般管理費	24		24
減価償却費	23		23
人件費	215		215
臨時損失			
退職手当給付費支払資金繰入		1,768	1,768
収益の部	571	107,419	107,991
運営費交付金収益	549		549
退職手当共済事業収入		54,712	54,712
掛金		54,688	54,688
給付費支払資金運用等収入		25	25
補助金等収益		52,707	52,707
国庫補助金収益		26,353	26,353
都道府県補助金収益		26,353	26,353
資産見返運営費交付金戻入	23		23
雑益	0		0
臨時利益			
退職手当給付費支払資金戻入益		0	0
総利益又は総損失(△)	-	-	-

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
平成28年度収支計画

別表2-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
費用の部	106	20,579	20,685
経常費用	106	20,579	20,685
心身障害者扶養保険業務費	19	20,579	20,598
支払保険料		7,227	7,227
給付金		13,352	13,352
心身障害者扶養保険業務経費	19		19
一般管理費	10		10
減価償却費	1		1
人件費	75		75
収益の部	106	21,864	21,970
運営費交付金収益	105		105
心身障害者扶養保険事業収入		19,773	19,773
受取保険料		7,227	7,227
保険金		10,593	10,593
金銭の信託運用益		1,953	1,953
資産見返運営費交付金戻入	1		1
雑益	0		0
臨時利益			
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益		2,091	2,091
総利益又は総損失(△)	-	1,285	1,285

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成28年度資金計画

別表3-1

(単位:百万円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	資 産 勘 定	
資金支出	1,080,528	742,972	31,413	115,547	39,380	273,960			2,283,800
業務活動による支出	508,370	106,201	20,684	57,344	1,325	128,658			822,583
福祉医療貸付事業費	49,913								49,913
福祉医療貸付金による支出	454,700								454,700
社会福祉振興助成金による支出	608								608
退職手当共済事業費		105,651							105,651
心身障害者扶養保険事業費			20,579						20,579
年金担保貸付事業費				1,367					1,367
年金担保貸付金による支出				55,700					55,700
労災年金担保貸付事業費						19			19
労災年金担保貸付金による支出						1,300			1,300
人件費支出	1,945	216	76	177	4	280			2,698
経営指導業務費	102								102
その他の業務支出	1,103	334	30	99	3	1,399			2,968
国庫納付金の支払額						126,978			126,978
投資活動による支出	267,000	636,200	10,672	1,000	37,900	145,000			1,097,772
金銭の信託の増加による支出			10,672						10,672
有価証券の取得による支出	267,000	636,200		1,000	37,900	145,000			1,087,100
財務活動による支出	304,043			56,990					361,033
長期借入金の返済による支出	274,043								274,043
短期借入金の返済による支出				18,990					18,990
債券の償還による支出	30,000			38,000					68,000
翌年度への繰越金	1,115	571	56	213	155	303			2,412
資金収入	1,080,528	742,972	31,413	115,547	39,380	273,960			2,283,800
業務活動による収入	324,654	109,191	18,081	69,945	1,700	120,899			644,469
福祉医療貸付事業収入	46,435								46,435
福祉医療貸付回収金による収入	271,399								271,399
経営指導事業収入	39								39
福祉保健医療情報サービス事業収入	8								8
退職手当共済事業収入		54,712							54,712
心身障害者扶養保険事業収入			17,976						17,976
年金担保貸付事業収入				1,382					1,382
年金担保貸付回収金による収入				68,561					68,561
労災年金担保貸付事業収入						20			20
労災年金担保貸付回収金による収入						1,679			1,679
承継債権管理回収業務収入							28,133		28,133
承継融資業務収入							92,691		92,691
運営費交付金収入	2,403	549	105						3,056
補助金等収入	4,359	53,929							58,288
その他の業務収入	12	1	0	1	1	75			90
投資活動による収入	267,000	633,200	13,276	4,500	37,500	152,800			1,108,276
金銭の信託の減少による収入			13,276						13,276
有価証券の償還による収入	267,000	633,200		4,500	37,500	152,800			1,095,000
財務活動による収入	487,400			40,890					528,290
長期借入れによる収入	467,400			6,900					474,300
短期借入れによる収入				18,990					18,990
債券の発行による収入	20,000			15,000					35,000
前年度よりの繰越金	1,474	581	56	212	180	261			2,765

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成28年度資金計画

別表3-2

(単位:百万円)

区 別	金 額						計
	一 般 勘 定						
	福 社 医 療 貸 付 事 業	福 社 医 療 指 導 事 業					
資金支出	1,077,178	285		252	805	2,008	1,080,528
業務活動による支出	506,136	285		252	805	893	508,370
福祉医療貸付事業費	49,913						49,913
福祉医療貸付金による支出	454,700						454,700
社会福祉振興助成金による支出					608		608
人件費支出	919	183		42	139	663	1,945
経営指導業務費		102					102
その他の業務支出	604			210	59	230	1,103
投資活動による支出							
有価証券の取得による支出	267,000						267,000
財務活動による支出	304,043						304,043
長期借入金の返済による支出	274,043						274,043
債券の償還による支出	30,000						30,000
翌年度への繰越金						1,115	1,115
資金収入	1,076,819	285		252	805	2,367	1,080,528
業務活動による収入	322,419	285		252	805	893	324,654
福祉医療貸付事業収入	46,347	63		26			46,435
福祉医療貸付回収金による収入	271,399						271,399
経営指導事業収入		39					39
福祉保健医療情報サービス事業収入				8			8
運営費交付金収入	915	183		218	197	890	2,403
補助金等収入	3,751				608		4,359
その他の業務収入	7	1		0	1	3	12
投資活動による収入							
有価証券の償還による収入	267,000						267,000
財務活動による収入	487,400						487,400
長期借入れによる収入	467,400						467,400
債券の発行による収入	20,000						20,000
前年度よりの繰越金						1,474	1,474

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成28年度資金計画

別表3-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	689	742,283	742,972
業務活動による支出	550	105,651	106,201
退職手当共済事業費		105,651	105,651
人件費支出	216		216
その他の業務支出	334		334
投資活動による支出			
有価証券の取得による支出		636,200	636,200
翌年度への繰越金	139	432	571
資金収入	689	742,283	742,972
業務活動による収入	550	108,641	109,191
退職手当共済事業収入		54,712	54,712
運営費交付金収入	549		549
補助金等収入		53,929	53,929
その他の業務収入	1		1
投資活動による収入			
有価証券の償還による収入		633,200	633,200
前年度よりの繰越金	139	442	581

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成28年度資金計画

別表3-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	161	31,252	31,413
業務活動による支出	105	20,579	20,684
心身障害者扶養保険事業費		20,579	20,579
人件費支出	76		76
その他の業務支出	30		30
投資活動による支出			
金銭の信託の増加による支出		10,672	10,672
翌年度への繰越金	56		56
資金収入	161	31,252	31,413
業務活動による収入	105	17,976	18,081
心身障害者扶養保険事業収入		17,976	17,976
運営費交付金収入	105		105
その他の業務収入	0		0
投資活動による収入			
金銭の信託の減少による収入		13,276	13,276
前年度よりの繰越金	56		56

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(5) 平成 28 年度予算について

[貸付事業計画]

【一般勘定】

区 分		26年度予算額	27年度予算額	28年度予算額		
		当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)	
					増△減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約額	2,880	2,865	2,999	134	4.7
	資金交付額	2,752	2,864	3,103	239	8.3
医療貸付	貸付契約額	1,536	1,321	1,377	56	4.2
	資金交付額	1,575	1,468	1,444	△ 24	△ 1.6
合 計	貸付契約額	4,416	4,186	4,376	190	4.5
	資金交付額	4,327	4,332	4,547	215	5.0
	財政融資資金借入金	3,986	4,608	4,674	66	1.4
	自己資金	341	△ 276	△ 127	149	54.0
	(うち福祉医療機構債券)	(200)	(200)	(200)	-	(0.0)

【年金担保貸付勘定】

区 分		26年度予算額	27年度予算額	28年度予算額		
		当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)	
					増△減額	伸び率
年金担保貸付	貸付契約額	1,231	894	557	△ 337	△ 37.7
	資金交付額	1,231	894	557	△ 337	△ 37.7
	自己資金	1,231	894	557	△ 337	△ 37.7
	(うち福祉医療機構債券)	(450)	(340)	(150)	(△ 190)	(△ 55.9)

(参考)

区 分		26年度予算額	27年度予算額	28年度予算額		
		当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)	
					増△減額	伸び率
福祉医療機構債券(合計)		650	540	350	△ 190	△ 35.2

[交付金・補給金・補助金等の概要]

区 分	26年度予算額	27年度予算額			28年度予算額		
	当初予算額	当初予算額	第一次補正	計	予算額	対前年度(当初予算額)	
						増△減額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
一 般 勘 定	9,745,198	8,724,966	688,779	9,413,745	6,761,600	△ 1,963,366	△ 22.5
運 営 費 交 付 金	2,822,886	2,719,242	688,779	3,408,021	2,402,869	△ 316,373	△ 11.6
社会福祉振興助成費補助金	1,300,000	702,542		702,542	607,699	△ 94,843	△ 13.5
利 子 補 給 金	5,622,312	5,303,182		5,303,182	3,751,032	△ 1,552,150	△ 29.3
共 済 勘 定	25,568,479	25,700,358	1,206,906	26,907,264	26,902,189	1,201,831	4.7
運 営 費 交 付 金	538,489	667,556		667,556	548,762	△ 118,794	△ 17.8
給 付 費 補 助 金	25,029,990	25,032,802	1,206,906	26,239,708	26,353,427	1,320,625	5.3
保 険 勘 定							
運 営 費 交 付 金	108,753	105,394	-	105,394	104,847	△ 547	△ 0.5
合 計	35,422,430	34,530,718	1,895,685	36,426,403	33,768,636	△ 762,082	△ 2.2
(内、運営費交付金)	3,470,128	3,492,192	688,779	4,180,971	3,056,478	△ 435,714	△ 12.5

(6) その他の補完情報について

当機構役員について、次のとおり異動がありました。

平成 27 年 12 月 31 日 監事（非常勤） 丸田 康男 退任
平成 28 年 1 月 1 日 監事（非常勤） 大橋 裕子 就任

なお、新役員の略歴については以下のとおりです

役 職 名	氏 名	任 期	前 職
監事 (非常勤)	おお はし ひろ 大 橋 裕 子	自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 29 年度の財務諸 表承認日	大橋裕子公認会計士事務 所所長

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号ヒューリック神谷町ビル 9 階)

なお、当機構ホームページにも掲載されております。

○当機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp/>